

## 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

### 〔改正理由〕

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正により改正される同条例の規定を引用する本規則の規定の改正を行うほか、所要の整理を行おうとするものです。

### 〔主な改正内容〕

#### 1 引用する条例の規定の改正

本規則において引用する「鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例」の規定が「鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例」（2月定例会付議予定）により改正されることに伴い、当該引用する「鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例」の規定の表記を改めることとする。（第7条第1項及び第2項並びに別表第3の火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為（条例第45条第1号）の項から露店等の開設届出書（条例第45条第6号）の項まで関係）

「（条例）第45条（第○号）」 → 「（条例）第45条第1項（第○号）」

#### 2 表記及び表現の適正化のための整理

条文の表記及び表現の適正化のための所要の整理を行うこととする。

#### 3 施行期日

この規則は、令和8年3月1日から施行することとする。

（2月定例会に付議予定の「鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例」の第1条の規定（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する規定の整備）の施行日と同じ）

### 〔関係法令〕

#### 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

（2月定例会付議予定）

国において林野火災予防の実効性を高めることの必要性及び簡易サウナに係る防火安全対策に関する検討結果が示されたことを踏まえ、林野火災の予防及び簡易サウナ設備の防火安全対策について必要な事項を定めるほか、所要の整備を行おうとするもの